

下水道経営会議設置要綱

(目的)

第1条 下水道事業に関する重要な政策・経営方針や事業運営のあり方等について検討を行うため、下水道経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 経営会議は、以下に定める事項について、検討を行うものとする。

- (1) 下水道事業の政策や経営方針に係ること
- (2) 下水道事業の事業運営に関する重要な事項に係ること
- (3) その他下水道事業全般に関する重要な事項に係ること

(組織)

第3条 経営会議は、別表の職にある者をもって組織する。

(委員長の職務)

第4条 経営会議の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(経営会議の開催)

第5条 経営会議は、隨時、委員長が招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、外部有識者等に意見を求めることができる。
3 経営会議は、別表の委員のうち、過半数の出席を以って成立するものとする。
4 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求めることができる。

(経営会議での方針決定)

第6条 経営会議における方針決定や判断は、全員の賛同をもって行うものとする。

(幹事会)

第7条 委員長は下水道経営全般に係る検討や調整、次条に定める専門部会での検討内容の取りまとめ等を行うために、経営会議に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の幹事は、建設局部長級にある者のうちから委員長が指名する。
3 幹事会には幹事会長を置き、委員長がその者を指名する。
4 幹事会長に事故があるときは、あらかじめ幹事会長の指名する幹事がその職務を代理する。
5 幹事会長は幹事会を代表し、会務を総理する。
6 幹事会は、経営会議の要請に応じ、また幹事会長が必要と認めたときに隨時開催することができる。
7 幹事会は、次条に示す専門部会を取りまとめ、専門部会での検討内容やその他事

項などのうちから、経営会議に諮る項目を調整する。

- 8 幹事会長が必要と認めるときは、外部有識者等に意見を求めることができる。
- 9 幹事会長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、経営会議に係る専門事項の検討を行うため、経営会議に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の部会員は、建設局課長級にある者のうちから委員長が指名する。
- 3 専門部会には部会長を置き、委員長がその者を指名する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。
- 5 部会長は専門部会を代表し、会務を総理する。
- 6 専門部会は、幹事会の要請に応じ、また部会長が必要と認めたときに随時開催することができる。
- 7 専門部会は、部会での検討結果を幹事会に報告しなければならない。
- 8 部会長が必要と認めるときは、外部有識者等に意見を求めることができる。
- 9 部会長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 経営会議の事務局は、建設局下水道部調整課が担当する。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、経営会議の運営に必要な事項は、経営会議において定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

(別表)

| | |
|------|--|
| 委員長 | 建設局長 |
| 副委員長 | 建設局理事（局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整担当） |
| 委員 | 建設局理事（局所管施設の建設、維持管理及び防災に係る調査、企画及び連絡調整担当） |
| | 建設局理事（局所管事業における府市連携に係る調査、企画及び連絡調整担当） |
| | 総務部長 |
| | 企画部長 |
| | 下水道部長 |
| | 道路公園・下水道設備担当部長 |
| | 下水道資源循環担当部長 |
| | 方面管理事務所長（下水道事業担当） |

(参考)

下水道経営会議 幹事会

| | |
|------|-------------------|
| 幹事会長 | 下水道部長 |
| 幹事 | 総務部長 |
| | 道路公園・下水道設備担当部長 |
| | 下水道資源循環担当部長 |
| | 方面管理事務所長（下水道事業担当） |

下水道経営会議 専門部会

建設計画検討部会

| | |
|-----|---------------|
| 部会長 | 下水道部調整課長 |
| 部会員 | 総務部下水道経営担当課長 |
| | 下水道部事業計画担当課長 |
| | 下水道部下水道課長 |
| | 下水道部管渠担当課長 |
| | 下水道部設備課長 |
| | 下水道部下水道管理担当課長 |

維持管理検討部会

| | |
|-----|----------------------|
| 部会長 | 下水道部施設管理課長 |
| 部会員 | 総務部下水道経営担当課長 |
| | 下水道部調整課長 |
| | 下水道部下水道資源循環課長 |
| | 方面管理事務所管理課長（管理課長会幹事） |
| | 方面管理事務所設備課長（設備課長会幹事） |

財政計画検討部会

| | |
|-----|--------------|
| 部会長 | 総務部下水道経営担当課長 |
| 部会員 | 下水道部調整課長 |
| | 下水道部施設管理課長 |